

ASBJ、OCIのリサイクリングは必須

退職給付会計、損益計算書等の取扱いはどうなる？

企業会計基準委員会（ASBJ）は5月17日、国際的な会計基準に合わせた退職給付会計基準等を公表した。今回の改正は、退職給付の負債の貸借対照表への即時認識を求めるものとなっており、「損益計算書及び包括利益計算書」等の取扱いは従来どおり変更はない。今後の焦点は「損益計算書及び包括利益計算書」等の取扱いとなるが、これまでのコンバージェンスとは異なり、同委員会では、IASB（国際会計基準審議会）の議論を見極めるとしており、当面は「損益計算書及び包括利益計算書」等の取扱いについて検討しない旨を明らかにしている。OCI（その他包括利益）とリサイクリングに大きく関係してくるからだ。

P/Lへの影響が大きいため、当初は2段階で改正するスケジュール

企業会計基準委員会は、コンバージェンスの一環として、退職給付の負債の貸借対照表への即時認識や開示項目の拡充を行うことなどを盛り込んだ退職給付会計基準等を5月17日に公表した（表参照）。

今回の改正は、いわゆる「ステップ1」と呼ばれるものだ。これまで上場企業等が注記で開示していたものについて、直接、貸借対照表に計上するもの。貸借対照表へ与えるインパクトはあるものの、退職給付の負債の額については明らかになっていたものであり、企業や投資家にとっても想定内といえる見直しといえよう。

一方、コンバージェンスを行ううえで問題となるのは、数理計算上の差異や過去勤務費用の「損益計算書及び包括利益計算書」等での取扱いだ。

場合によっては、数理計算上の差異について、発生時にすべて純損益として計上することも想定される。企業に与える影響が大きいだけに、同委員会では、「ステップ2」として、ステップ1の検討終了後に改正を進める2段階での改正を予定していた。

今回、ステップ1の見直しが済んだことで、次の焦点となるのは、このステップ2の取扱いということになる。

日本はIASBにリサイクリングを要望

しかし、企業会計基準委員会は、当初の予定とは異なり、当面はステップ2の検討は行わない方針だ。ステップ2の数理計算上の差異等については、OCIとリサイクリングに大

きく影響しているからである。

IASBの改正IAS第19号では、数理計算上の差異等の再測定部分について認識したOCIは、当期純利益にリサイクリングしないこと

【表】 退職給付会計基準の主な改正項目と適用時期

改正項目	主な内容	適用時期
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用（数理計算上の差異及び過去勤務費用のうち費用処理されていない部分）を、税効果を調整の上で貸借対照表の純資産の部（その他の包括利益累計額）で認識することとし、積立状況を示す額をそのまま負債または資産として計上。 ▶ ただし、個別財務諸表には適用せず。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用。 ▶ 早期適用として、平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用可能。
開示の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 退職給付債務や年金資産の増減の内訳など、現在の国際的な会計基準で採用されている項目を中心に注記事項が拡充。 	
長期期待運用収益率の考え方の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 長期期待運用収益率の算定は、退職給付の支払に充てられるまでの期間等を考慮して設定することを明確化。 	
名称等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 退職給付引当金→退職給付に係る負債 ▶ 前払年金費用→退職給付に係る資産 ▶ 過去勤務債務→過去勤務費用 ▶ 期待運用収益率→長期期待運用収益率 ▶ ただし、個別財務諸表には適用せず。 	
退職給付債務および勤務費用の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 退職給付見込額の期間帰属方法として、①期間定額基準、②給付算定式基準の選択適用を認める。 ▶ 割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する（たとえば、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が含まれる）。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用。 ▶ 当期首からの適用が実務上困難な場合には、①四半期財務諸表（平成26年6月第1四半期）においては退職給付債務および勤務費用の定めを適用していない旨およびその理由、②事業年度末（平成27年3月期）における財務諸表においては、①の項目のほか、退職給付債務および勤務費用の定めに基づき算定した当該事業年度末の退職給付債務の概算額を注記することを要件に、平成27年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用可能。 ▶ 平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用可能。
複数事業主制度の取扱いの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 複数事業主制度のうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないケースでは、要拠出額をもって費用処理されるが、複数事業主間において類似した退職給付制度を有している場合についても、一律にこのケースに該当しないとはみなさず、制度の内容を勘案して判断。 	

(出典：企業会計基準委員会資料に基づき作成)

とされている。この点、同委員会を始め、わが国では、リサイクリングは必須との立場であり、IASBに対しても要望している項目で

ある。

このため、IASBの議論を見極めるとして、いるのである。